

## 一般財団法人杏仁会 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

仕事と家庭生活（ワークライフバランス）を充実させることができる環境を作ることに  
より、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定  
します。

1. 計画期間：2019年4月1日～2024年3月31日

2. 目標

内容1：働く環境改善に向けた取り組みを実現。有給休暇取得率目標60%

- 2019年4月から 現状調査、意見交換会の実施。  
有給休暇の計画的な取得に向けた管理職研修の実施や体制の構築、全職員の有給休暇年間取得5日以上（完全実施）。
- 2021年4月から 改善策（案）策定。
- 2022年4月から 改善策の施行、完全実施、検証。

内容2：育児休業取得率と配偶者の出産に伴う特休（有給）取得率100%の維持。

妊娠・出産・復職時における支援に取り組むための相談窓口を設置し、育児休業中の不安をなくす。

- 2019年4月から 現状調査と同時に窓口の設置。
- 2020年4月から 運用に関するアンケートを実施し、当事者のニーズに合わせた情報発信等を行っていく。

内容3：介護事由を抱える職員に対しての支援、取り組み

- 2019年4月から 現状調査と管理職研修の実施や体制の構築

両立支援の取り組み

- ① ワーキングマザー、プレワーキングマザー向けの職員間の座談会  
（先輩ママからの体験談、モチベーションアップへの働きかけ等）
- ② 育児・家庭と仕事の両立  
院内のグループウェアやフェイスブックページでグループ内に告知、掲載。  
育児新聞の継続。休業中の広報誌・育児新聞の資料送付。
- ③ 男性も育児に参加しやすい風土づくり  
男性の育児休業取得への管理者研修、働き方の見直し、労働条件の整備。